

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会
「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」
に関する意見

一般社団法人日本映像ソフト協会

(1) 基本方針

1. 同時配信等の取組について

「本中間まとめ」では、まず、「放送番組のインターネットでの同時配信等は重要な取組である」としています。

「放送番組のインターネット配信等」は、技術の発展により新しく生じた著作物の利用方法であり、それを用いた著作物の利用を進めることは大変結構なことだと考えます。

しかし、著作物の新しい利用方法は著作者に帰属すると解されるべきであり、著作者の許諾を得て進められるべきであります。

2. 比較法的検討について

「本中間まとめ」では、「諸外国の制度等も十分踏まえつつ（中略）対応を進めていく必要がある。」としています。法制度の改正に際しては、比較法的検討も重要であることはそのとおりであり、十分な比較法的検討を行うことを是非お願いいたします。

1955年5月18日の「テープ録音事件」ドイツ連邦通常裁判所判決は「著作権を支配する保護思想によれば、技術の発展によって生ずる著作物の新しい利用方法は著作者に帰属すると解さなければならない。」（半田正夫「私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音——西独著作権法五三条の経緯——」『著作権法の研究』一粒社、1971年）325頁）と判示しています。

この理は、放送番組のインターネット同時配信等にもあてはまると思われます。

3. 視聴者の利便性について

「本中間まとめ」では、「対応に当たっては、何よりもまず視聴者から見た利便性を第一」としています。

放送を視聴する権利は、憲法21条の表現の自由を構成する「知る権利」として保障されるものであり、視聴者の利便性を高めることは「知る権利」に資する点で重要であると考えます。そして、放送事業者の行う放送は、視聴者の「知る権利」を実現する点で公益性を有しています。

しかし、「知る権利」は、放送した番組を同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信することを請求する権利であるとはいえないと考えます。

マス・メディアや放送番組の著作権者等は私人であり、国家を名宛人とする憲法は当

然には私人間に適用されることはなく、著作権者等の権利者もまた、自己の著作物をどのように許諾するかを自由を有しており、放送事業者に許諾する場合に、同時配信等を併せて許諾する義務を負うものではありません。

もちろん、視聴者の「知る権利」に資する観点やコンテンツビジネスの観点から、視聴者の利便性は重要であると思われます。

しかし、著作権法制度は「公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的」（著作権法1条）としており、「視聴者の利便性を第一」とはしていません。

著作権制度は、著作物に対する私権を定めている法制度で、規制ではありません。

したがって、契約自由の原則に基づく、権利者と利用者とのライセンス契約によって、著作物の利用は進められるべきものと考えます。

その契約締結過程で、「視聴者の利便性を第一」に考えることはあると思われますが、視聴者の利便性だけでなく、様々な要素を考慮し、放送は許諾するが同時配信等は許諾しないことを選択することは、著作権者等の権利だと考えます。

各論（各課題ごとの対応）

（1）現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大

「本中間まとめ」5頁では、「同時配信」については法38条3項の「対象に含めることが適当である。」とし、「追っかけ配信」については「対象に含めるべきであるとの意見があった点にも留意する必要がある。」とし、法38条3項前段については「見逃し配信まで対象に含めることも検討する余地があると考えられる。」としています。

1. 法38条3項と条約適合性

法38条3項（制定時は2項）については、現行法制定時から「条約との関係等からかなり苦しい条文ですが、それにしても、日本の実態からすると、こういうものを置かなければならない。」（伊藤正己ほか「新著作権法セミナー〔第7回〕—著作権の制限（つづき）—」（ジュリスト No.474（1971.3.15）131頁第3段〔佐野文一郎発言〕）といわれていたものです。

ここで「日本の実態」といわれているのは、現行著作権法制定時には、飲食店等に家庭用受信装置が置かれているのが通常の状態になっていたことだと思われます。

ところが、自動公衆送信される著作物を公衆伝達することは、通常の状態になっていくわけではなく、現行法上は著作権者等の許諾が必要な行為です。

ベルヌ条約11条の2や著作権に関する世界知的所有権機関条約8条では、公に伝達する著作物の排他的権利を定めています。放送に視聴者の情報アクセスという公益性があるとしても、その公益性が著作権者の排他的権利に優越するとはいえません。

したがって、「条約との関係等からかなり苦しい条文」の適用範囲を拡大することに合

理性はないと考えます。

2. 諸外国の制度との比較

「本中間まとめ」1頁の基本方針では「諸外国の制度等も十分に踏まえつつ、」と述べています。しかるに、公衆伝達権の制限についての諸外国の制度に触れられていません。

ドイツ著作権及び著作隣接権法では、22条の「放送による再生の権利及び公衆提供による再生の権利」がわが国の公衆伝達権に相当すると思われます。この権利は19条3項の口述権及び上演・演奏権の規定を準用していますので、その権利制限は52条が適用されるように思われます。

52条3項は、公衆への上演について常に権限を有する者の同意を必要とする旨を規定しておりますし、52条3項の公衆への上演に当たらない場合でも、営利目的の場合には権利制限の対象とはならず、非営利目的の場合にも補償金の支払義務が課せられているのではないのでしょうか。

フランス知的所有権法典では、122の2条1項でテレビ放送される著作物の公の場所における伝送は上演・演奏に当たるとされています。その権利制限は第122の5条に定められていますが、例えばその3号e)では、抜粋の上演・演奏であること、専ら教育及び研究の枠内における説明を目的とするものであること、報酬で補償されること等が要件とされているように思われます。

イギリス著作権、意匠及び特許法では、72条に放送の無料上映を制限する規定があり、わが国の著作権法38条3項に相当すると思われます。このイギリス法の規定も非営利・無料が要件とされており、わが国の著作権法38条3項より厳格な権利制限規定のように思われます。

3. 立法事実について

第3回ワーキングチームの議事内容を拝見いたしますと、法100条及び100条の5は同時配信等に拡大しないとのことですから、「本中間まとめ」の提言によれば、公衆伝達権の制限は次のように複雑になります。

- (1) 放送・有線放送を受信して公衆伝達するときは、家庭用受信装置を用いる場合には営利非営利を問わず権利者の許諾は不要で、非営利の場合は「映像を拡大する特別の装置を用いる」場合は著作権者の許諾は不要ですが放送事業者・有線放送事業者の許諾は必要となります。
- (2) 同時配信と追っかけ配信を受信して公衆伝達をするときは、家庭用受信装置を用いる場合には営利非営利を問わず権利者の許諾は不要で、非営利で「映像を拡大する特別の装置を用いる」場合にも著作権者の許諾も放送事業者・有線放送事業者の許諾も不要となります。
- (3) 見逃し配信を受信して公衆伝達するときは、非営利で「映像を拡大する特別の装置を用

いる」場合は著作権者の許諾も放送事業者・有線放送事業者の許諾も不要となり、営利の場合は家庭用受信装置を用いる場合にも著作権者の許諾が必要となります。

(4) 同時配信等以外の公衆送信を受信して公衆伝達するときは、営利・非営利を問わず著作権者の許諾が必要となります。

このような制度が機能するためには、放送、同時配信・追っかけ配信、見逃し配信及び同時配信等以外の配信のいずれであるかを公衆伝達する方が知りうるものが前提となると思われま

す。しかし、法 38 条 3 項を同時配信等にも適用するように法改正する要望は、第 1 回ワーキングチームの議事内容によれば「視聴している番組が無線を通じて届けられているのか、インターネットを通じてなのかは、実質的に把握するのは困難」であることが根拠（立法事実）となっています。

そうであるならばこのような制度設計は、立法事実に沿ったものとは言い難いと考えます。加えて、このような複雑な制度によって「視聴者や伝達を行う者にとっての利便性」が高まるとは思えません。

また、この制度設計が機能するというのであれば、「無線を通じて届けられているのか、インターネットを通じてなのか」の把握困難性という立法事実は存在しないことになり、法改正の正当性も存在しないこととなります。

4. 現行法 38 条 3 項の適用範囲について

現行法 38 条 3 項かっこ書きは、「放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。」と規定しております。

このかっこ書きは難視聴地域対策としての IP マルチキャストに関する法改正の際に追加されたものですが、法文上はそれに限定されているわけではありません。

放送事業者の法 38 条 3 項の改正要望は、同時配信のみについてです。同時配信は、「放送される著作物を自動公衆送信される場合」に該当すると解することも可能ですので、放送事業者の要望については法解釈に委ねれば足りると思われま

す。「本中間まとめ」5 頁の末尾で「今回の議論とは切り離して、別途、関係者を交えて丁寧に検討を行うことが適当である。」としています。

法 38 条 3 項に同時配信等を受信して行う公衆伝達を加えることは、同時配信等の円滑化と直接的関連性は希薄ですので、この別途協議の場で丁寧に検討するほうが適切ではないでしょうか。

(2) 借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化

① 基本的な考え方

「借用素材を含む著作物」という表現は、「借用素材を含まない著作物」は対象外とされているという趣旨とも読めますが、「借用素材である著作物を包含するすべての著作物」を指しているとも読めます。後者であるとの前提で、以下、意見を申し述べます。

「本中間まとめ」7頁では、「権利者が同時配信等を認めていないことが明らかである場合」と「権利者の意向が明らかでない場合」とに分けて、後者については、権利者と放送事業者との利用許諾契約締結時に権利者が別段の意思表示をしていない場合、放送だけでなく同時配信等も許諾したとの推定規定を設けることが考えられる、としています。

およそ許諾契約締結にあたっては、その許諾範囲を明確にすることが原則であり、推定規定を設けるまでもないと思われまます。

放送事業者が視聴者の利便性を第一に考えるならば、放送事業者が契約締結にあたって同時配信等を含むかどうかを明確にする努力を行う必要があるのではないのでしょうか。

同時配信等は放送対象地域の限定を受けないとされています（「本中間まとめ」3頁）。したがって、同時配信等を視聴できる視聴者の数は、放送を視聴できる視聴者の数を大きく上回ることが想定されます。視聴可能な視聴者の数は許諾する場合の条件に影響しますので、放送を許諾することをもって同時配信等を許諾したものと推定するというのは無理があるように思われます。

「基本方針」についての意見で述べたとおり、「技術の発展によって生ずる著作物の新しい利用方法は著作者に帰属すると解さなければならない。」（半田正夫「私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音——西独著作権法五三条の経緯——」『著作権法の研究』一粒社、1971年）325頁）と考えるべきですので、権利者の意思が明らかではない場合には許諾があったと推定するというのは道理に合わないと考えます。

「本中間まとめ」1頁では、「諸外国の制度等も十分に踏まえつつ（中略）対応を進めていく必要がある」としています。

ドイツ著作権及び著作隣接権法、フランス知的所有権法典及びイギリス著作権、意匠及び特許法のいずれにおいても、放送を許諾することで同時配信等を許諾したものと推定する規定は見出すことができませんでした。

諸外国においては、かかる許諾推定規定なしで対応しているものと思われまますので、わが国でもこのような規定は必要ないと思われまます。

② 許諾推定規定の制度設計・運用等

「基本的考え方」で述べたとおり、このような推定規定は設けるべきではないと考えま

すが、仮に導入するとした場合、契約の両当事者は対等であるという原則は維持されるべきと考えます。

「本中間まとめ」9頁では、権利者に対しては「別段の意思表示は契約時に行うこと（後出し禁止）」とされています。

そうであるならば放送事業者の後出しも禁止すべきだと考えます。すなわち、放送事業者に対しては、契約締結時に同時配信等についても利用許諾を求めることを義務付けることによって視聴者の利便性は確保できるのではないのでしょうか。

なお、著作権法84条3項は、「複製権等保有者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版行為等を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。」と定めています。

著作権者の後出しする権利は、放送の公共性や視聴者の利便性に劣後するものではないと考えます。

以上